

「適正なガス取引についての指針（改定案）」に対する意見募集について

令和２年１２月２５日
公正取引委員会
経済産業省

公正取引委員会と経済産業省は共同して、平成１２年３月、ガス市場における公正かつ有効な競争の観点から、独占禁止法上又はガス事業法上問題となる行為等を明らかにした「適正なガス取引についての指針」を作成・公表し、これまで制度改正等に伴い、同指針の改定を行ってきました。

今般、令和元年６月公表の「小売全面自由化後の都市ガス事業分野における実態調査報告書について」や令和２年６月公表の「大阪瓦斯株式会社に対する独占禁止法違反被疑事件の処理について」等の内容を踏まえ、共同して本指針の改定案を作成いたしました。

つきましては、別紙「適正なガス取引についての指針」（新旧対照表）について、後記のとおり関係各方面から意見を募集いたします。

記

１ 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- (2) 公正取引委員会のホームページに掲載
- (3) 公正取引委員会事務総局官房総務課（東京都）、各地方事務所（札幌市、仙台市、名古屋市、大阪市及び福岡市）及び支所（広島市及び高松市）並びに内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室（那覇市）において供覧

２ 意見提出方法

住所、氏名（法人又は団体の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び意見提出者の氏名）及び連絡先（電話番号、FAX番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法により日本語にて提出してください。電話による意見は受理いたしかねますので、その旨御了承願います。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局調整課
電話	０３－３５８１－５４８３（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp

<電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォームの場合>

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」の画面の「意見提出フォームへ」のボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」から提出を行ってください。

<電子メールの場合>

電子メールのファイル形式はテキスト形式としてください。

添付ファイルやURLへのリンクによる意見は受理いたしかねますので、その旨御了承願います。

電子メールアドレス：gasgl_5483-O-jftc.go.jp

公正取引委員会事務総局経済取引局調整課

パブリックコメント担当 宛て

（迷惑メール防止のため、アドレス中の「@」を「-O-」としております。メール送信の際には「@」に置き換えて利用してください。）

（注）電子メールの件名を「適正なガス取引についての指針改定案に対する意見」と明記してください。

<FAXの場合>

FAX番号：03-3581-1945

公正取引委員会事務総局経済取引局調整課

パブリックコメント担当 宛て

<郵送の場合>

〒100-8987

東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟

公正取引委員会事務総局経済取引局調整課

パブリックコメント担当 宛て

3 意見提出期限

令和3年1月29日（金）18：00必着

（郵送の場合は、同日必着）

4 意見提出上の注意

寄せられた意見につきましては、住所、氏名及び連絡先（電話番号、FAX番号及び電子メールアドレス）を除き、公表することがあります。また、意見に対して個別に回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

なお、御記入いただいた住所、氏名及び連絡先（電話番号、FAX番号及び

電子メールアドレス)は、御提出いただいた意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用するものであり、この連絡以外の目的では利用いたしません。

